

愛西市と大塚製薬株式会社とのSDGsの推進に係る  
包括連携に関する協定書

愛西市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（名古屋支店取扱い：以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、SDGsの推進に向けて緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進、地元への愛着及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 健康づくりの推進に関すること。
- (2) 熱中症対策取組に関すること。
- (3) 防災・減災活動、災害時協力に関すること。
- (4) その他、地域の活性化及びSDGsの推進・普及啓発に関すること。

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協定の変更等）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定に基づく取組みの検討および実施により知り得た相手方の秘密事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、本協定に基づく取組み以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、この限りでない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年2月7日

甲 愛知県愛西市稲葉町米野308番地  
愛知県愛西市  
愛西市長 日永 貴章 (自署)

乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号  
大塚製薬株式会社  
名古屋支店長 井上 務 (自署)